

児童手当制度について

制度の内容

- ▽対象 中学校卒業(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方(原則、児童が国内に住んでいること)
- ▽支給額(児童1人当たりの月額)

区分	①所得制限限度額未満 (児童手当)	①所得制限限度額以上 ②所得上限限度額未満 (特例給付)	②所得上限限度額以上
3歳未満	15,000円	一律5,000円	支給なし
3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円		
3歳以上小学校修了前 (第3子以降)	15,000円		
中学生	10,000円		

※ 第3子以降とは、18歳到達後の最初の3月31日までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。

▽所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

- ・6月分から令和6年5月分までの間は、令和5年度(令和4年分)の所得を審査します。
- ・扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
- ・収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。

▽支給日

- ・6月9日(金)(2月分～5月分)
- ・10月10日(火)(6月分～9月分)
- ・令和6年2月9日(金)(10月分～令和6年1月分)

次の変更事項があった場合は届け出てください

出生日や転入日などの事由発生日の翌日から15日以内に届け出てください。届け出がない場合、手当を受給できない月が発生することや、支給した手当を返還していただくことがあります。

- ・新たに児童が生まれたとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・児童が児童施設等に入所したとき、退所したとき
- ・受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき
- ・受給者・児童が死亡したとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(公務員になったときを含む)
- ・受給者が離婚したとき、または配偶者を有することになったとき
- ・振込指定口座を解約したとき、金融機関や支店の統廃合により口座番号などが変わったとき
- ・国内で児童を養育している者が、海外在住の父母から父母指定者の指定を受けるとき

公務員について

公務員は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届け出てください。

- ・受給者・配偶者が公務員になったとき(派遣先から帰任したときを含む)、公務員でなくなったとき
- ・配偶者(公務員)の、勤務先の官署が変わったとき

所得上限限度額以上で、児童手当および特例給付が支給されていない方へ

所得上限限度額以上で、現在児童手当などが支給されていない方は、その翌年度以降に所得上限限度額を下回った場合、改めて児童手当などの申請が必要です。

下回ったことがわかった場合は、速やかに子育て支援課に申請してください。申請が遅れると支給されない時期が生じることがあります。

現況届について

現況届の提出が必要となる方には6月上旬に書類を送付します。6月30日(金)までに提出してください。

問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1124)

